

# 登米市協働のまちづくり指針【改定版】

= 「つなごう、これからの10年へ。」 =



平成 29 年 3 月

登米市

## はじめに

登米市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくため、基本的な理念や推進方策などをまとめた「登米市協働のまちづくり指針（以下「指針」という。）」を平成 19 年 5 月に策定し、「条例づくり」、「人づくり」、「市民活動拠点づくり」「計画づくり」の協働 4 つくり事業を柱に、様々な取組を行ってきました。

平成 24 年 4 月には、指針に基づき「登米市まちづくり基本条例（以下「条例」という。）」を施行し、登米市のまちづくりにおける基本的な事項やルールを定め、「協働による登米市の持続的な発展」を目指すことをまちづくりの基本理念としています。

また、地域での市民活動の担い手育成を目的に、「地域次世代リーダー養成講座」の開催や、小中学生を対象に自分たちの住んでいる地域を見つめ、将来の登米市の姿を題材とした「登米市の未来新聞コンクール」に取り組んできました。

さらに、協働のまちづくりに関わる NPO 法人やコミュニティ組織の活動を支援するため、「とめ市民活動プラザ」を設置し、情報収集・発信や各種講座の開催など、様々な支援業務を行っています。

これらに加え、市内のコミュニティ組織においては、平成 25・26 年度に「地域づくり計画」を策定し、地域の資源や特性を生かしながら地域が抱える課題の解決を図っており、地域づくり計画に基づく活動を実践するコミュニティ組織に対し、「人的支援（集落支援員制度）」、「財政的支援（一括交付金制度）」、「拠点整備支援（集会施設整備事業）」の 3 つの支援によって、組織の基盤強化などに取り組んでいます。

しかし、少子高齢化の進行や人口の減少など社会情勢が大きく変動しており、地域が抱える課題や市民ニーズも複雑化・多様化していることから、「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という自治の考えのもとでまちづくりを進めていくことが、今後ますます大切になっています。

そのようなことから、これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応し、協働のまちづくりをより一層推進するため、次の登米市の 10 年に向けて、新たな指針を策定することとしました。

この新しい指針は、条例や第二次登米市総合計画において、まちづくりの基本理念に掲げる「協働による登米市の持続的な発展」の「協働」について、その目的や基本原則、推進方針などを具体化し、多様な主体との協働によるまちづくりを推進していくための基本的な考え方についてまとめたものです。

## 目次

## 第1章 策定にあたって

|              |   |
|--------------|---|
| 1 策定の趣旨      | 1 |
| 2 協働等の定義     | 2 |
| (1) 協働とは     | 2 |
| (2) 市民活動とは   | 2 |
| (3) 市民活動団体とは | 2 |

## 第2章 これまでの10年

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 協働4づくり事業の経過       | 3  |
| (1) 条例づくり           | 3  |
| (2) 人づくり            | 4  |
| (3) 市民活動拠点づくり       | 4  |
| (4) 計画づくり           | 5  |
| 2 協働のまちづくり支援事業      | 6  |
| (1) 登米市未来のまちづくり支援事業 | 6  |
| (2) 登米市地域協働まちづくり事業  | 8  |
| 3 協働によるまちづくりの成果     | 9  |
| 4 協働によるまちづくりの課題     | 10 |
| (1) 協力と連携に対する共通認識   | 10 |
| (2) まちづくりへの意識の醸成    | 10 |
| (3) まちづくりを担う人材の確保   | 10 |
| (4) 情報の共有化          | 10 |
| (5) 組織の自立           | 10 |

## 第3章 これからの10年

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 協働の方向性                      | 11 |
| 2 それぞれの役割                     | 12 |
| (1) 市民の役割                     | 12 |
| (2) コミュニティ組織の役割               | 12 |
| (3) 市民活動団体の役割                 | 13 |
| (4) 企業等の役割                    | 13 |
| (5) 行政の役割                     | 13 |
| 3 これからの10年の協働の取組              | 15 |
| (1) 『意識醸成』市民と行政で創るまちづくりを目指して  | 16 |
| (2) 『基盤強化』足腰の強いコミュニティ組織等を目指して | 17 |
| (3) 『公共創生』協働による公共サービス提供を目指して  | 18 |
| (4) 『環境整備』協働を支える体制づくりを目指して    | 19 |
| 4 期待される効果                     | 20 |

## 第1章 策定にあたって

### 1 策定の趣旨

登米市では、条例において協働による登米市の持続的な発展を目指すことをまちづくりの基本理念としています。また、登米市総合計画（平成18年度～平成27年度）、第二次登米市総合計画（平成28年度～平成37年度）においても、協働の推進を掲げています。

これまでの10年では、指針を中心に様々な協働事業を展開することにより、協働によるまちづくりの土台を構築してきました。今後、さらに市民の参加・参画を図りながら協働の取組を進めていくためには、市民の一人ひとりが理解を深め、議論や経験を重ねていくことが重要となります。

このことから、これまでの指針を見直し新たな指針を策定することによって、これからの10年の協働の目的や基本原則を確認し、推進方針などを定め、多様な主体と協働によるまちづくりを推進していきます。

### (1) 協働とは

市民(※)及び市がまちづくりに関する共通の目標を持ち、その実現に向けて個々の能力を最大限に活用し、互いに協力して取り組むことです。

(※)この指針で表す市民とは、市内に住み、市内で働きまたは学ぶ者、事業を営む者、市民活動団体及びコミュニティ組織等をいいます。

### (2) 市民活動とは

市民活動とは、市民が自主的・自立的に行う公益的な活動であって、次の条件を満たす活動です。

① 市民が自由な発想で自発的に行う活動であること。

② 市内で行われる活動であること。

③ 営利を目的としない活動であること。

※その活動から利益を生み出すことを禁ずるのではなく、利益を出資者及び構成員に分配することを禁ずるもの。

④ 公益性のある活動であること。

⑤ 反社会的な活動でないこと。

※市民生活の秩序や安全に脅威を与える活動でないこと。

⑥ 宗教・政治的活動を目的とする活動でないこと。

### (3) 市民活動団体とは

市民活動を継続的に行う任意の団体及び特定非営利活動法人などで、次の条件を満たす団体です。

① 公益性のある活動を行う団体であること。

② 事務所の所在地が市内にあり、または活動が市内で行われていること。

③ 会員の資格に対して不当な条件を付さないこと。

④ 規約、会則等で代表者や運営の方法が決まっていること。

⑤ 独立した組織で活動が継続的に行われていること。

⑥ 暴力団もしくはその構成員の統制のもとにある団体でないこと。

※市民活動団体には、自治会・町内会等をはじめ、地区のPTA、子ども会育成会、老人クラブなどの地縁的団体やボランティア団体、NPO法人、社会貢献のために継続的活動を行う企業や趣味の会、サークルなどの団体も含まれます。

## 第2章 これまでの10年

### 1 協働4づくり事業の経過

登米市では、平成19年5月に策定した指針に基づき、協働の推進方策として協働4づくり事業（条例づくり、人づくり、市民活動拠点づくり、計画づくり）を柱に、様々な取組を行ってきました。

#### （1）条例づくり

条例では、まちづくりにおける基本的な事項やルールを定め、協働による登米市の持続的な発展を目指すことをまちづくりの基本理念としており、基本原則を次のとおり定めています。

- ① 一人ひとりの人権が尊重されること。
- ② 市民の参加及び参画の機会が保障されること。
- ③ まちづくりに関する情報が共有されること。
- ④ 市民活動の自主性が確保され、尊重されること。

また、条例では市民の権利と市民・市・議会の役割を明確化しており、市民が主役のまちづくりを進めます。

#### 【市民の権利】

- ① まちづくりに関する情報を知ること。
- ② まちづくりに関して意見を表明し、提案すること。
- ③ 等しく行政サービスを受けること。

#### 【市民の役割】

- ① 主体的にまちづくりへ参加・参画に努めること。
- ② 市民活動を行うように努め、自らの発言・行動に責任を持つこと。
- ③ 持続可能な地域社会の形成に努めること。

#### 【市の役割】

- ① 市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスを市民に提供するように努めること。
- ② 市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、必要な支援に努めること。
- ③ 権限と責任において、公正かつ誠実な職務の遂行に努めること。

#### 【議会の役割】

- ① 議決機関として、市民の意見及び意思を市政の運営に反映させるよう努めること。

- ② 市政が適切に運営されているかどうか、調査及び監視に努めること。
- ③ 議会に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努めること。

## (2) 人づくり

条例では、市民との協働により、まちづくりを担う人材を育成するための機会の提供に努めることとしており、平成 20 年度から地域の担い手となる人材やコーディネーターの育成を目的とした「地域次世代リーダー養成講座」を実施しています。

また、次世代のまちづくりの担い手である子どもたちに、登米市のまちづくりに興味を持ってもらえるよう、市内の小中学生を対象とした「子どもたちが考える登米市の未来新聞コンクール」を実施しています。

## (3) 市民活動拠点づくり

協働のまちづくりに関わるNPO法人や任意団体、コミュニティ組織などの活動を支援するため、平成 24 年 4 月に 3 者による協議体で「とめ市民活動プラザ」を設置し、平成 25 年 4 月からは市が事業主体としてNPO法人へ業務委託しています。

プラザでは、市民活動に関する情報の収集や各種団体への情報提供、各種講座の開催など様々な活動を実施しており、市民活動団体の育成や新たなリーダーの養成などに取り組んでいます。

### 【市民活動拠点づくりの経緯】

- 平成 21 年 3 月：中間支援組織に関する有識者会議の設置
- 平成 21 年 6 月：登米市中間支援組織の在り方についての意見書を市長へ提出
- 平成 21 年 9 月：登米市中間支援組織検討委員会の設置
- 平成 23 年 11 月：登米市中間支援組織検討委員会最終報告書の提出  
新しい公共モデル事業（県）への事業申請
- 平成 24 年 4 月：新しい公共モデル事業活用による設置・運営
  - 施設名称 とめ市民活動プラザ
  - 実施主体 3 者による協議体（市、NPO法人杜の伝言板ゆるる、NPO法人とめ市民活動フォーラム）
- 平成 25 年 4 月：市が事業主体となり、NPO法人へ業務委託

### 【市内のNPO法人数】 23 団体（平成 29 年 2 月末現在）

- 保健・医療・福祉（6 団体） ■学術・文化・芸術・スポーツ（5 団体）
- まちづくり（3 団体） ■NPO活動支援（1 団体） ■環境保全（2 団体）
- 社会教育（2 団体） ■連絡・助言・援助（1 団体） ■男女共同参画（1 団体）
- 子ども（1 団体） ■災害・救援（1 団体）

#### (4) 計画づくり

市内には、21 地区のコミュニティ組織があり、地域の資源や特性を生かしながら地域が抱える課題の解決を図るため、平成 25・26 年度に「地域づくり計画」を策定しています。

計画では、地域の住民一人ひとりが主体となり、地域の現状と課題を認識し、地域で出来ることは地域で解決することを基本としており、地域の資源や宝などの再確認、地域が元気になるイベントの計画などが盛り込まれています。

計画期間は、概ね5年間となっており、コミュニティ組織における将来人口や年齢構成の変化など、地域の実情に応じて見直しを行うこととしています。

#### ■市内コミュニティ組織における地域づくり計画策定状況

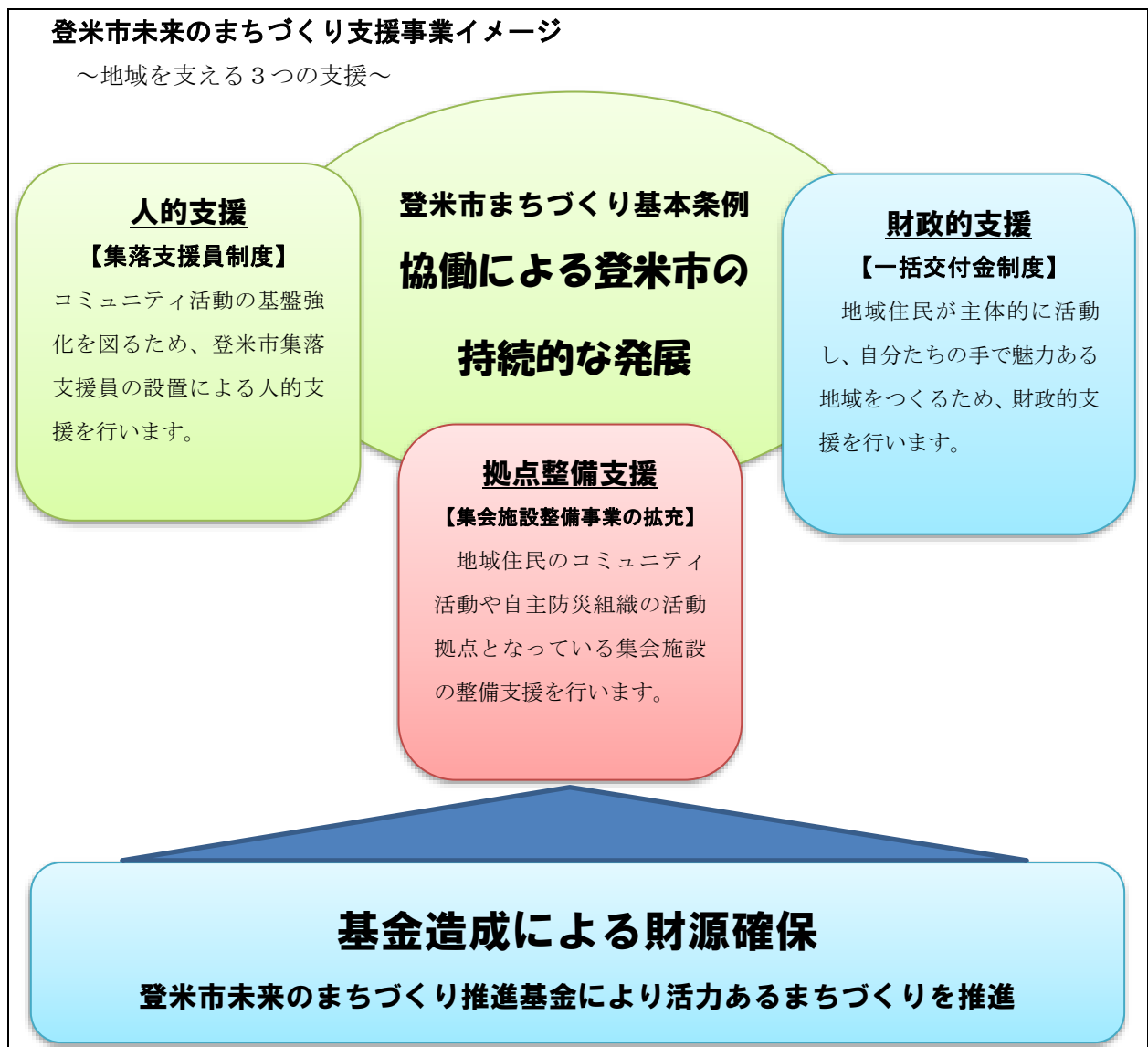
| No. | 町域  | コミュニティ名称        | 地域づくり計画<br>「スローガン」「キャッチフレーズ」など |
|-----|-----|-----------------|--------------------------------|
| 1   | 迫町  | 佐沼地区コミュニティ推進協議会 | 笑顔で 未来にはばたく佐沼                  |
| 2   |     | 森地区コミュニティ推進協議会  | 自分たちの集落地域は自分たちで守る              |
| 3   |     | 北方地区コミュニティ推進協議会 | みんなが楽しく！もっと一緒に！きたかたを元気に！       |
| 4   |     | 新田地区コミュニティ推進協議会 | みんなで作え住みよい新田を創ろう!!             |
| 5   | 登米町 | とよまコミュニティ運営協議会  | 「夢」と「生きがい」未来に翼たく とよま           |
| 6   | 東和町 | 錦織地域振興会         | 誰もが住みやすく 安心で安全な 思いやりのある地域をめざして |
| 7   |     | 米谷地域づくり推進協議会    | 盛り上げよう！おらほの米谷！                 |
| 8   |     | 米川地域振興会         | 自然に寄添い、暮らしと心を育む米川づくり           |
| 9   | 中田町 | 石森コミュニティ運営協議会   | 創ろう 暮らしやすい にぎわいのある いしのもり       |
| 10  |     | 宝江コミュニティ運営協議会   | 宝の花を咲かせよう！                     |
| 11  |     | 上沼コミュニティ運営協議会   | うわぬま 元気 プロジェクト！                |
| 12  |     | 浅水コミュニティ運営協議会   | 安心して暮らせる 元気なふるさとづくり！           |
| 13  | 豊里町 | 豊里コミュニティ推進協議会   | 豊里地域の今を再認識し、楽しい未来を創るために        |
| 14  | 米山町 | 西野コミュニティ運営協議会   | にしの元気！プロジェクト                   |
| 15  |     | 吉田コミュニティ運営協議会   | 人の和 花の輪 地域の話 みんなでつなげる 吉田の◎(わ)  |
| 16  |     | 中津山コミュニティ運営協議会  | 子どもと高齢者にやさしい地域づくりをめざして！        |
| 17  | 石越町 | 石越コミュニティ運営協議会   | 人が集まる丘のまち「いしこし」を創ろう            |
| 18  | 南方町 | 中央地区コミュニティ推進協議会 | 笑顔で、元気な、南方中央地区                 |
| 19  |     | 東郷地区コミュニティ推進協議会 | 豊かで・楽しく・安心な地域                  |
| 20  |     | 西郷地区コミュニティ推進協議会 | みんなが主役 心かよい合う にしごう             |
| 21  | 津山町 | 津山地域振興会         | 津山宝”（だから）                      |



## (1) 登米市未来のまちづくり支援事業

コミュニティ組織が主体となって実践する、地域づくり計画に基づく活力ある地域づくり事業が継続的に推進されるよう、平成27年度より「登米市未来のまちづくり支援事業」による支援を実施しています。

支援内容は、「人的支援」、「財政的支援」、「拠点整備支援」の3つの支援によるもので、基金造成により財源を確保し、コミュニティ活動の基盤強化を図ります。



## ①人的支援【集落支援員制度】

総務省の集落支援員制度を活用し、地域づくりを主体的に担うコミュニティ組織の基盤強化を図るため、コミュニティ組織ごとに登米市集落支援員（以下「集落支援員」という。）を設置しています。

集落支援員は、地域の維持・活性化に向けた話し合いを通じて、地域の特色を生かした魅力ある地域づくり活動を行います。

## ②財政的支援【一括交付金制度（がんばる地域づくり応援交付金）】

市内 21 地区のコミュニティ組織に対して、地域づくり計画に基づいた活動の実践を支援するため、地域の課題解決のために地域が自ら使途を決定し活用することができる「がんばる地域づくり応援交付金（以下「応援交付金」という。）」制度を創設しています。

応援交付金は、これまでコミュニティ組織に交付されていた補助金や委託料などを統合、一括化し、人口割合や均等割合を用いた新たな積算方法に基づいて交付しています。

なお、応援交付金には今回統合した補助金等以外にも、整理・調整できるものを統合していく方向です。

### <応援交付金積算方法>

#### ■上限額

人口割額（人口割単価@370 円×地域内人口「前年度の 10 月 1 日基準」）

+

均等割額 750,000 円

## ③拠点整備支援【集会施設整備事業】

自治会・町内会等で建設されている集会施設については、地域住民のコミュニティ活動や自主防災組織の活動拠点、災害時の地域避難所などとして地域活動の中心となっています。その集会施設の新築や購入、修繕や模様替え（バリアフリー化）、増築などに要する費用の一部を助成することで、市民の負担を軽減し、集会施設の環境整備を促進することとしています。

<対象団体> 自治会、行政区、町内会など

<対象経費> ア：新築、購入 イ：修繕・模様替え、増築

<補助金額> ア：1 m<sup>2</sup>あたり標準建築費 127,000 円×延べ床面積を乗じた額または実際の建築事業費のうち、いずれか低い額の 2 分の 1 以内の額。  
限度額は 10,000 千円

イ：修繕・模様替え、増築に要する費用の 2 分の 1 以内の額。

限度額は 2,500 千円

また、集会施設については、市民主体の有効な利用を目的とした管理運営と公平性確保の観点から、「集会施設適正化推進計画」を基本として、公の集会施設の普通財産貸付、譲与への移行を推進することとしています。

## (2) 登米市地域協働まちづくり事業

市内に活動拠点を有する市民活動団体等が地域の活性化に向けた公益的・自主的な活動を行う場合、財政的な支援として補助金を交付しています。

### <事業区分>

- ①まちづくり型 ⇒ 市内で活動するNPO法人等が行う公益的な事業
- ②パートナーシップ型 ⇒ 市が主体的に担うべき内容であり、団体と市の役割分担を明確にするパートナーシップ協定を締結して行う事業

### <対象団体>

- ①まちづくり型 ⇒ NPO法人、任意団体など
- ②パートナーシップ型 ⇒ NPO法人、任意団体、コミュニティ組織など
  - 市内に活動の拠点を有していること。
  - 構成員が5人以上であること。
  - 運営や組織に関する規約または会則を定めていること。
  - 政治活動、宗教活動または営利を目的としていないこと。

### <対象期間>

原則は単年度。ただし、事業の性格上、実施期間が複数年度にわたる場合は、3年を限度とする。

### <補助金額・補助率>

- ①まちづくり型 ⇒ 単年度を原則として100万円を上限に補助。補助率は9/10以内。2年目は7/10以内。3年目は5/10以内。
- ②パートナーシップ型 ⇒ 単年度を原則として100万円を上限に補助。補助率は10/10以内。2年目、3年目も同様に10/10以内。



東和町鱒淵地域振興会による市道裏観音線待避場整備事業（パートナーシップ型）

これまで登米市では、平成 19 年に策定した指針に基づき、協働 4 づくり事業（条例づくり、人づくり、市民活動拠点づくり、計画づくり）によって、市民やコミュニティ組織、市民活動団体等の誰もが市政に参加しやすい環境整備を推進してきました。

平成 24 年には、まちづくりにおける基本的なルールを定めた「条例」を策定したことによって、市が目指すべきまちづくりの基本は『協働』によるものと位置付け、各種施策の展開により、市民が主体のまちづくりを進めています。

平成 20 年度から 24 年度まで、地域次世代リーダー養成講座を約 40 回開催し、受講した 130 人余りの市民が地域での活動で重要となるリーダーとなれるように取り組むとともに、平成 28 年度からはコミュニティ組織の人的強化を目的に、協働のまちづくりリーダー養成事業を開催しました。

また、中間支援機能を有する「とめ市民活動プラザ」を活用し、協働に関する情報の発信やリーダー養成等の各種講座を開催したことによって、NPO 法人や任意団体の設立につながり、より専門性の高い活動が市内で行われるようになりました。

さらには、市内のコミュニティ組織においては、地域の資源や特性を生かしながら地域が抱える課題解決を図るため、「地域づくり計画」を策定して、それぞれの特性を生かした様々な地域づくり事業を展開していることから、その活動を支援するために「応援交付金制度」を創設し、地域活動の充実を図ってきました。

平成 27 年度からは、総務省の制度を活用し、すべてのコミュニティ組織に「集落支援員」を設置して、地域づくりを推進していくうえでのファシリテーター役も担っていただいています。

このように、登米市がまちづくりの柱に掲げている『協働』に関する市の取組については、これまでの 10 年で着実に市全域に広がりを見せています。



これまでの10年、条例や指針、総合計画などに基づき、協働によるまちづくりを目指して様々な事業を展開し、コミュニティ組織や市民活動団体などの育成、体制強化を推進してきました。また、市役所内部においても、各部署の事務・事業の中で協働によるまちづくりを展開するとともに、職員一人ひとりの意識を向上させるため、研修会の開催や協働読本の作成・配布など、協働によるまちづくりの周知・啓発に努めてきました。

しかしながら、協働によるまちづくりの趣旨や考え方、取組方法などについては、市全体にまだまだ浸透しておらず、協働による登米市の持続的な発展を目指すためには、次のような課題を解決していかなければなりません。

#### (1) 協力と連携に対する共通認識

市民と行政、企業、NPO法人などの多様な主体がまちづくりに関する共通の目標を持ち、相互理解と信頼関係を構築することが必要不可欠です。また、地域コミュニティの中で、市民同士が共に支え合い、協力し合うことへの理解も必要です。

#### (2) まちづくりへの意識の醸成

市民一人ひとりが身近なまちづくりの課題解決に自主的に関わっていこうという意識を持つことが必要です。そのため、多くの市民が参加する魅力的なまちづくりをコミュニティ組織ごとに取り組んでいくことが必要です。

#### (3) まちづくりを担う人材の確保

市民と行政が協力して、主体的に地域の課題解決に取り組む人材を育成することが必要です。そのため、市民活動を展開するうえで、必要な基礎知識と実践方法を習得できる各種講座や研修会などの学習機会を提供する必要があります。

#### (4) 情報の共有化

市政や市民活動に関する多種多様な情報や、市民活動団体等の活動状況などをこれまで以上に共有できる仕組みを作ることが必要です。

#### (5) 組織の自立

多くの市民活動団体が設立され、既存の団体もこれまでとは異なった活動に取り組んでいます。組織の自立が求められています。そのため、自主的な活動、自己決定による活動を支える基盤として、新たな財源の確保も必要となっています。

## 第3章 これからの10年

### 1 協働の方向性

登米市では、平成19年5月に策定した指針に基づき、条例の制定や市民活動の中間支援組織「とめ市民活動プラザ」を設置し、市内のコミュニティ組織における地域づくり計画の策定推進などに取り組んできました。

さらに、地域づくり計画に基づいて地域づくりの活動を実践するコミュニティ組織に対し、「人的支援（集落支援員制度）」、「財政的支援（一括交付金制度）」、「拠点整備支援（集会施設整備事業）」の3つの支援を行っています。

これまでの10年において、条例のまちづくりの基本理念である、協働による登米市の持続的な発展を目指してきましたが、課題として協働への理解浸透や人材育成などの取組は、継続していかなければならないものと捉えています。

また、これまでの組織設立への支援に加え、今後は安定した運営が行われるよう、経済的な面での自立につながる支援も必要となります。

今後ますます地方分権が進む中で、多様化する市民のニーズに対応するためには、「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という自治の考えの原点に立ち、自助・共助・公助の考え方にに基づき、市民と行政がお互いに協力して自治を担っていくことが大切となります。

そのためには、市民や行政が持っている知恵や技術、経験、情報などを十分に生かして、福祉、教育、環境、生涯学習、防災等、幅広い分野でまちづくりの良きパートナーとして、協働による登米市の持続的な発展を目指していく必要があります。

登米市協働キャラクター  
とめ丸



協働による登米市の持続的な発展に向けて、まちづくりを効果的・実践的に進めていくためには、市民やコミュニティ組織、市民活動団体、企業等と行政がそれぞれ主役となって自分たちの役割について認識していかなければなりません。

### (1) 市民の役割

地域住民の一人として、地域社会に関心を持ち、積極的に地域の活動に参加することが大切です。

#### ① 情報の収集

新聞、広報紙、市のホームページや様々な学習機会を通じて、地域の情報を収集することが大切です。

#### ② 地域活動への参加

一人ひとりが地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動に積極的に参加することが大切です。

#### ③ 市民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かすことが大切です。

### (2) コミュニティ組織の役割

自治会・町内会等、子ども会、青年会、婦人会、老人会など、地縁によって組織されるコミュニティは、個人では解決が難しい課題に対して、共助の精神のもとに地域内での課題解決に努めることが大切です。

#### ① 地域内での後継者づくり

市民の一番身近な組織として、自治会・町内会等は、防災、防犯、福祉、環境など、日常のあらゆる分野において重要な役割を担っています。

しかし、自治会・町内会等の役員は高齢化が進んできていることから、後継者を育成することが大切です。

#### ② 住民同士の交流

少子高齢化や市民ニーズの多様化などで、地域行事への参加者が減ってきており、住民同士の交流の機会が次第に失われつつあります。

地域では住民が参加できる催しをできるだけ多く開催し、住民同士の交流を図ることが大切です。

### (3) 市民活動団体の役割

NPO法人や任意団体などの市民活動団体は、その社会的使命や活動内容を積極的に社会へ発信し、個人に自己実現の場や社会参画のきっかけを広く提供したり、他の市民活動団体とのネットワークづくりに努めたりするなど、自らの活動を積極的に展開していくことが大切です。

#### ① 専門的知識や情報などの提供

市民活動団体が持っている専門的知識や情報などを、まちづくりに活用することが大切です。

#### ② 他団体とのネットワーク構築

他の市民活動団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化・拡大していくことが大切です。

### (4) 企業等の役割

企業や協同組合なども、地域社会を構成する一員として専門的な知識や技術を地域社会に還元するなど、社会貢献活動を通して積極的にまちづくりに寄与することが大切です。

#### ① まちづくりへの参加

企業などの民間組織も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。

#### ② 環境づくり

ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動しやすい環境を整備することが大切です。

#### ③ 地域活動・市民活動への支援

自治会・町内会等の地域活動や市民団体の活動に対して、人的支援や財政的支援のほか、企業が持っている情報や専門的な知識、技術などを提供し、活動を支援することが大切です。

### (5) 行政の役割

協働によるまちづくりを積極的に推進するため、市民がまちづくり活動を行うための環境づくりや支援体制の整備に取り組みます。

#### ① 情報の提供・共有

市民活動やまちづくりの情勢を的確に捉え、市の広報紙やホームページなどを有効に活用して情報提供を行い、市民との情報共有に取り組みます。

#### ② 環境の整備

まちづくり活動に対する支援体制や「とめ市民活動プラザ」の体制強化、市民と行政のネットワーク構築など、協働の環境整備に取り組みます。



③ 参加機会の提供

多くの市民が市の主催する事業に積極的に関わられるよう、参加しやすい体制の整備に取り組みます。

④ 人材の育成

地域づくりに関する様々な講座や講演会など、市民に専門的な知識の習得機会を提供し、地域の担い手の発掘・育成に取り組みます。

⑤ 市職員の協働意識の醸成

各種研修会、フォーラム等を通じて職員の協働意識を醸成するとともに、地域や市民活動への積極的な参加を促進し、実践を通じた職員の意識づくりの推進に取り組みます。

⑥ 協働の啓発

協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために、あらゆる機会を通じて、協働事例のPRや啓発に取り組みます。

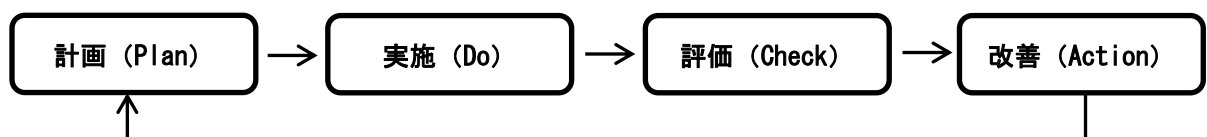
⑦ 協働事業の公開

市民参加による協働事業について、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）により継続的な見直しを行うとともに、次の協働事業に生かすため、事業内容の公表に取り組みます。

また、コミュニティ組織における協働事業の向上を図るため、市内のコミュニティ組織で実施している地域づくり事業についても、ホームページや事例発表会などを通じて事業内容を公表していきます。

**マネジメントサイクル（PDCAサイクル）**

協働事業をマネジメントサイクルで継続的に見直しを行い、事業内容の公表を推進します。



これまでの10年で、協働4づくり事業（条例づくり、人づくり、市民活動拠点づくり、計画づくり）により、協働による登米市の持続的な発展を目指し、多様な主体と協働によるまちづくりを推進してきました。

これまでの取組を踏まえて、人材育成や情報の共有化など、永続的に取組が必要な事業については引き続き推進していくとともに、これまで以上に地域の特色を生かした魅力ある地域づくりを発展させなければなりません。そのため、これからの10年の協働の取組については、意識醸成・基盤強化・公共創生・環境整備の4つのキーワードを掲げ推進していきます。

## 《これからの10年の協働の取組》

### （１）『意識醸成』～市民と行政で創るまちづくりを目指して

市民一人ひとりが地域づくりに対して関心や意欲を持てるよう、各種講座や研修会等を開催し、協働における意識の醸成を図ります。

また、市民活動プラザを中心として、次世代を担うリーダーを養成するとともに、集落支援員やコミュニティ組織のスキルアップを図るなど、重点的に人材の育成に努めます。

### （２）『基盤強化』～足腰の強いコミュニティ組織等を目指して

各コミュニティ組織や関係機関と連携し、集落点検や話し合いなどにより新たな地域課題の把握や地域資源の発掘を行い、地域づくり計画を見直します。

また、コミュニティ組織の事業において、自由な事業の展開の原資として自主財源の確保を促進するなど、コミュニティ組織の財政基盤の強化を図ります。

### （３）『公共創生』～協働による公共サービスの提供を目指して

多様化する市民ニーズに対応し、きめ細やかな公共サービスを提供するため、行政が実施している既存・新規の公共サービスについて、コミュニティ組織や各種団体などで実施したほうが、より効果的に提供できると考えられるメニューを選定・考案するなど、協働の視点で公共サービスを展開します。

### （４）『環境整備』～協働を支える体制づくりを目指して

市民にとって、分かりやすく親しみやすい行政組織となるよう、まちづくりに関連する事務・事業や組織体制等を見直し、協働によるまちづくりを推進する環境を整備します。

また、企業においては従業員が社会貢献活動できるよう、ボランティア休暇などの制度導入を推奨し、まちづくりへ寄与する環境を整備します。

## (1)『意識醸成』～市民と行政で創るまちづくりを目指して

### 基本方策

- 協働の意識啓発の促進
- 市民活動を担う人材の育成
- 集落支援員、コミュニティ組織職員等のスキルアップ

#### ●協働の意識啓発の促進

これまでも実施している各種講座や研修会等を引き続き開催することで、地域づくりに対する関心や意識を高め、協働に対する市民の意識の醸成を図ります。

また、市職員に対しては、協働によるまちづくりの研修会やアンケート調査の実施、協働読本の活用など、すべての部署において協働が事業推進のベースとなるよう、協働の意識啓発を図ります。

#### ●市民活動を担う人材の育成

協働を推進するにあたり重要となる人材育成については、市民活動の担い手として活動するリーダーの育成強化を図るため、中間支援機能を有する「とめ市民活動プラザ」を中心として、これまで以上に充実した人材育成講座等を実施し、次世代リーダーの養成に取り組みます。

また、多様な主体をつなぐ専門知識を有するコーディネーター等の育成に努めます。

#### ●集落支援員、コミュニティ組織職員等のスキルアップ

地域づくりを最前線で担う公民館等に勤務する集落支援員、コミュニティ組織職員等の能力の維持・強化を促進します。

また、各コミュニティ組織における課題の掘り下げや課題解決方法等の手法を習得するため、実践を交えた総合的なプログラムを提供し、スキルアップを図ります。



集落支援員やコミュニティ職員等を対象とした地域づくり事例発表会

## (2)『基盤強化』～足腰の強いコミュニティ組織等を目指して

### 基本方策

- 地域づくり計画の見直し
- 協働を支える土台の補強
- 地域づくり事業の公開

#### ●地域づくり計画の見直し

コミュニティ組織における地域づくり計画については、地域の実情に合わせて計画期間途中の修正や、計画期間最終年までに見直しを行うこととしています。計画の見直し時には、新たな地域課題の把握や地域資源の発掘に努め、これらに結び付く地域づくり事業を盛り込むなど、現計画よりもステップアップした内容を目指します。

#### ●協働を支える土台の補強

これまでの応援交付金等による市民活動を支える財政的基盤の確立に加え、コミュニティ組織等において地域特産品の開発・販売など、ビジネスの視点も取り入れた事業を検討しながら自主財源を確保する環境づくりを促進します。

また、クラウドファンディング等の仕組みづくりを研究し、コミュニティ組織等自らが実践しようとする協働事業を支える財政的基盤づくりを進めるなど、コミュニティ組織の基盤強化を図ります。

#### ●地域づくり事業の公開

コミュニティ組織で実施している地域づくり事業を、ホームページや事例発表会などを通じて事業内容を外部に公表することで、地域づくり事業の成果・効果等を分析し、より多くの会員が参加できる地域づくり事業の考案に取り組みます。



地域づくり計画の策定を行う地区住民の皆さん

### (3) 『公共創生』～協働による公共サービス提供を目指して

#### 基本方策

- 協働視点による事務事業の企画立案
- 協働による公共サービスのメニュー選定

#### ●協働視点による事務事業の企画立案

行政組織の各部署において、協働で実施すべき新たな事務事業を企画立案する場合については、市民と行政が意見を交換する場を設けるなど、コミュニティ組織や市民活動団体等の参画を進めます。

#### ●協働による公共サービスのメニュー選定

市民ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供するため、行政が実施している既存の公共サービスの中で、コミュニティ組織等で実施した方がより効果的に協働のまちづくりを実践できるメニューの検討を行います。

また、協働による公共サービスの実施を希望するコミュニティ組織等に対して、担当部局と連携してスムーズに業務を実施してもらえる仕組みづくりを検討します。



市内で行われている環境整備事業の様子

## (4)『環境整備』～協働を支える体制づくりを目指して

### 基本方策

- 協働を推進する行政組織体制等の整備
- 中間支援機能の充実
- 社会貢献活動の推進

#### ●協働を推進する行政組織体制等の整備

協働の推進については、全庁的な取組とし、市民に対して各部署による意識や対応の差が生じないように、協働の取組や成果等について情報を共有して各種事務事業に反映します。

また、協働によるまちづくりを横断的に展開するため、業務改善・組織改編等の検討を行い、協働を推進する組織体制等の整備を進めることで、市民やコミュニティ組織等にとって親しみやすい行政組織を目指します。

#### ●中間支援機能の充実

市民活動団体及びコミュニティ組織等に対する情報提供、各種講座の開催など、様々な市民活動支援を行う「とめ市民活動プラザ」の機能強化を図り、市政や市民活動に関する多種多様な情報や市民活動団体等の活動状況などをこれまで以上に共有できる仕組みづくりや、市内のNPO法人や任意団体の支援に努めます。

また、互いに抱える課題や目指すべき方向が等しい市民やコミュニティ組織、市民活動団体や企業等の活動を仲介する中間支援機能が発揮されるよう、「とめ市民活動プラザ」の充実に努めます。

#### ●社会貢献活動の推進

市内の企業等において、ボランティア休暇制度などが導入できるよう、市民活動に対する先進的な取組の情報を共有し、社会貢献活動しやすい環境づくりの意識啓発に努めます。



各種情報を提供する「とめ市民活動プラザ」

これからの 10 年の協働事業の実践などにより、コミュニティ組織の基盤強化が図られることで、地域の特色を生かした魅力ある地域づくりがさらに展開されます。

また、市民、コミュニティ組織、市民活動団体、企業、行政が互いの特性や得意分野を生かすことで、まちづくりについてのアイデアが豊富になり、地域づくり事業が円滑に進みやすくなります。

#### 【市民】

- 地域社会の中で活動の場や機会が広がるようになります。
- まちづくりへの関心や参画意識が高まり、行政がより身近なものになります。
- ニーズに合った、きめ細かで柔軟な行政サービスが受けられるようになります。

#### 【コミュニティ組織】

- 市民活動団体や企業、各種団体と連携した取組を行うことで、地域の資源や特性が生かされる事業が展開されます。
- 地域住民の協働における意識が醸成され、住民同士の交流の機会が増えます。

#### 【市民活動団体】

- 市民活動団体の活動が盛んになることにより、地域の課題や社会問題に対する市民の関心がより一層高まり、市民活動団体の設立や活動への参加が促進されます。
- 市民活動団体が活性化し、その活動に対する社会的な認知が進むことで、市民活動団体はマネジメントの質を高め、財政的にも安定した取組ができるようになります。
- 自分たちの持つ特性を生かし、活動の目的や理念をより効果的に実現できます。

#### 【企業等】

- 市民活動に参加するための休暇取得などの環境整備をすることにより、従業員の就労に対する意欲が高まり、社内の生産性を高めることが期待されます。
- 地域活動・市民活動を支援することで、社会的評価を高めることができます。

#### 【行政】

- 市民の持つ柔軟性、迅速性、専門性を生かし、市の施策に反映することができます。
- 市民ニーズにきめ細やかに対応することができ、より市民のニーズに沿った質の高い行政サービスが提供できます。
- 事務・事業の見直しにより、行財政運営の効率化が図られます。

## おわりに

9つの町が合併して誕生した「登米市」も10年が経過しました。協働によるまちづくりに取り組むため、これまでの10年で「まちづくり指針」に基づき、「条例づくり」による「登米市まちづくり基本条例」の施行、「市民活動拠点づくり」による「とめ市民活動プラザ」の開設、「人づくり」による人材育成に力を注いできました。

また、コミュニティ組織においては、「計画づくり」による「地域づくり計画」を策定し、地域の特色を生かした魅力ある地域づくり事業に取り組んでいます。

これからの10年のまちづくりは、市民、コミュニティ組織、市民活動団体、企業、行政の力を合わせ、多様な主体が参加・参画しやすい環境づくりなどの整備を進めながら、「新しい公共」の考えのもと、創意あふれた「登米市」をつくり上げていくことが重要です。

そのため、「ワン・フォア・オール、オール・フォア・ワン」、つまり「みんながひとりを思いやり、ひとりがみんなを考えながら」の精神のもと、オール登米市で一丸となって協働によるまちづくりを展開していかなければなりません。

市民一人ひとりが地域づくりに対し、意欲や熱意、地域への誇りや愛着を持てるよう、「これまでの10年」の協働の取組を「これからの10年」へつなぎ、「協働による登米市の持続的な発展」を目指しましょう。

つなごう、これからの10年へ。つなごう、次代の担い手へ。







登米市協働のまちづくり指針【改定版】  
＝「つなごう、これからの10年へ。」＝

平成29年3月発行

発行：登米市

問合せ先：企画部 市民協働課 市民活動支援係

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：(0220) 22-2173 FAX (0220) 22-9164

E-mail：shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp